

訪問介護事業所の皆様へ

「特定事業所加算」を取得しませんか!!

※介護労働安定センターが、**無料で**、取得支援を行う専門家（社会保険労務士）を派遣します。

特定事業所加算は、「質の高い人材を揃え、質の高いサービスを提供し、介護度の高い利用者にサービスを提供」できる事業所の**“証し”**です。

<参考> 特定事業所加算の取得状況(横浜市、令和7年3月1日時点)

※横浜市では、
令和6年度末時点で、
約半数の事業所が
加算を取得しています。

事業所数	無	有			
		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
878	451 (51.4%)	427(48.6%)			
		115 (13.1%)	306 (34.9%)	6 (0.7%)	0 (0%)

加算を取得すれば、以下のメリットがあります。

- ①**加算による収入増加** ... 加算(Ⅰ)：所定単位数の20%加算
(Ⅱ)： // 10%加算
(Ⅲ)： // 10%加算
- ②**利用者満足度の向上**
- ③**職員の処遇改善** ... (Ⅰ)or(Ⅱ)を取得すれば、処遇改善加算Ⅰを算定可能
- ④事業所の**信頼性・ブランド力の向上**

加算を取得するためには、**体制要件、人材要件、重度利用者対応要件**の3つを整備することが必要です。
横浜市では、特定事業所加算取得を促進し、訪問介護事業所の経営安定化を支援します。
下記の支援内容をご一読のうえ、是非、当個別相談をご利用ください！

《専門家による個別相談》

対象施設・事業所	相談時間・回数・実施方法	実施期間
加算 未取得 および 加算 (Ⅱ)~(Ⅳ) 算定事業所	時間：1回あたり 1.5時間程度 回数：1事業所あたり 3回まで 実施方法： 対面 (事業所を訪問、センターへ来訪) オンライン 電話(事前予約による日時指定、 1回30分~)	令和7年8月1日 ~ 令和8年3月31日 (申込期限：3月14日)



- 当個別相談は、**全て無料**です(横浜市がコンサルタント費用を負担します)。
- 相談をご希望の方は、裏面の「個別相談申込書」に必要事項を記入し、

メール※又はFAXでお申し込みください。

(※メールの方は、裏面の必要事項をメール文に箇条書きで記入し、下記アドレスへ送付ください。)

★個別相談には回数に限りがございますので、お早めにお申し込みください。

[お問い合わせ先]



公益財団法人 **介護労働安定センター 神奈川支部**

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F Tel: 045-212-0015 Fax: 045-212-0016
E-mail : kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp HP: <https://www.kaigo-center.or.jp>



ホームページ